

町立学校給食栄養管理システム導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月

忠岡町教育委員会 教育みらい課

1. 業務名称

町立学校給食栄養管理システム導入業務委託

2. 業務概要

別添仕様書のとおり

3. 募集要旨

「町立学校給食栄養管理システム導入業務委託」の実施にあたり、専門知識や豊富な経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を本業務委託契約の優先交渉権者として選定することを目的とするもので、本委託業務の選定にあたっては、広く提案を求めるため、公募によるプロポーザル方式を採用し、受託を希望する事業者（以下「受託希望者」という。）を募集します。

4. 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※次年度以降のシステム保守業務については、予算成立を条件として単年度ごとに契約締結するものとし、業務を遂行する上で特段の問題がない限り、当初契約した者と予算の範囲内で随意契約による委託契約を締結するものとします。

上限額は、年額126,000円（消費税および地方消費税を含む）以内。

5. 業務費限度金額

業務費限度額 1,271,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ライセンス料・初期導入は、本業務の仕様書等に記載した全ての要求事項にかかる費用の総額であり、この金額を超えるシステム導入はできません。

※システム運用は令和6年4月1日からを予定 保守業務等運用に係る費用は今回の業務には含まないこと。

6. 実施方式

公募型プロポーザル

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としします。

- (1) 公告日現在において、学校給食の栄養管理システムの導入及び同システムの運用保守業務を大阪府内の地方公共団体から元請（単独で受注）で受注し、継続した履行実績があり、現在も稼働中のシステムがあること。
- (2) 本町の物品・修繕・役務等入札参加資格者名簿（令和5年度・令和6年度）に登録されている者。

- (3) 代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で、復権を得ていない者でないこと。
- (4) 国税、地方税及びその他本町に対する債権等を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (7) プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出日から審査結果通知日までの間に忠岡町物品・役務等指名停止要綱等及び忠岡町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生続開始の申立て、または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者。
- (10) 個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されていること。
- (11) ISO27001 または、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークを取得していること。

8. スケジュール

内 容	日 程
①公募型プロポーザル募集開始	令和 5 年 12 月 22 日
②質疑書の提出期限	令和 6 年 1 月 12 日
③質疑書の回答	令和 6 年 1 月 19 日
④参加申込書類及び企画提案書等の提出期限	令和 6 年 2 月 2 日
⑤第 1 次審査（書類審査）結果通知	令和 6 年 2 月 9 日
⑥第 2 次審査（プレゼンテーション）実施日	令和 6 年 2 月 20 日 （予備日：21 日）
⑦審査結果通知	令和 6 年 2 月下旬
⑧契約締結及び審査結果の公表	令和 6 年 3 月上旬

9. 質問の受付及び回答

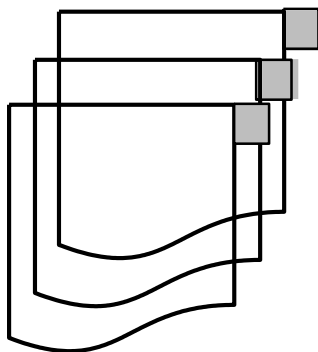
- (1) 質問受付の締切り：令和 6 年 1 月 12 日（金） 17 時まで
- (2) 質問方法：電子メールにより事務局まで送付してください。なお、電子メールの件名は、【質疑：会社名】と記載の上、送付してください。
- (3) 質問様式：質疑書（様式 1）
なお、他の受託希望者に関する質問には応じません。

- (4) 送達確認：提出後、すみやかに事務局まで送達確認の電話連絡をしてください。
（送達確認時間帯：質疑書提出期限までの平日9時から17時までの間）
なお、送達確認の電話連絡がなく、質疑書の提出が確認できない場合は、質疑がないものとみなします。
- (5) 回答日：令和6年1月19日（金）
- (6) 回答方法：事業者より提出された質疑は、全ての回答をとりまとめた「質疑回答書」を作成し、忠岡町のホームページにおいて掲示します。

10. 応募手続

- (1) プロポーザル参加申込書及び企画提案書等の提出期限：
令和6年2月2日（金）17時まで
- (2) 提出書類：審査の公平性を担保するため、副本には会社名の記載をしないでください。
- ①プロポーザル参加申込書（様式2）
- ②企画提案書（任意様式）※「要求事項回答書」の提出は必須となります。
- (ア)企画提案書は、「（別紙1）企画提案書等評価基準」の項目に沿って記載してください。
- (イ)イラスト、写真、図、表など表現は自由です。
- (ウ)提出書類は、部単位でフラットファイルなどに綴り、表紙及び背表紙には、下記の図を参考に必要事項を表示してください。
- (エ)提出書類は、項目順に揃え、必要に応じてインデックスを付してください。
- (オ)提出書類は、A4サイズとします。やむを得ずA3サイズとなる場合は、A4織り込み処理をしたうえでファイル化してください。
- (カ)文字サイズは10.5ポイント以上とし、見やすく簡潔にまとめてください。
- (キ)専門知識を有しない者でも理解できるように、平易な表現を使うようにしてください。

インデックス（必要に応じ）



表紙

町立学校給食栄養管理システム 導入業務委託に係る提出書類
正（副）本
会社名

背表紙

会社名
町立学校給食栄養管理システム 導入業務委託に係る提出書類

④見積書（任意様式）

様式は自由ですが、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。また、積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。なお、「5. 業務費限度金額」に示す、業務費限度額を超える金額の場合は失格とします。併せて、参考として次年度以降のシステム保守業務に係る費用も別途作成すること（任意様式）。

⑤業務実績書（様式3）

公告日現在において、学校給食の栄養管理システムの導入及び同システムの運用保守業務を大阪府内の地方公共団体から元請（単独で受注）で受注し、継続した1年以上の履行実績を契約締結が直近のものから5件まで記載してください。但し、現在も稼働中のシステムが1つ以上なければなりません。

⑥第1次審査（書類審査）結果通知書返信用封筒（84円切手）

（ア）封筒サイズは、長形3号とし、送付先を明記のうえ、84円切手を貼付してください。

（3）提出部数：正本1部、副本4部の合計5部を提出してください。

ただし、④見積書は正本の1部のみで結構です。

また、審査の公平性を担保するため、

副本には会社名の記載をしないでください。

（4）提出先・方法：原則として直接持参としますが、郵送も受付します。

①直接持参の場合

平日の9時から17時までに事務局まで直接持参してください。

②郵送の場合

提出期限までに事務局必着とし、事務局の受付日時が証明できる方法としてください。

11. 受託候補者の選定

プロポーザルの審査は以下のとおりです。

（1）審査の実施

審査は、町立学校給食栄養管理システム導入業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が実施します。

（2）第1次審査（書類審査）

受託希望者から提出された業務実績書に基づく「実績評価点」、見積書に基づく「価格評価点」及び要求事項回答書から採点した「機能評価点」により最も高い評価を得た上位5者を第2次審査に参加できるものとして決定します。

ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施します。

(3) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査により選考された受託希望者がプレゼンテーションを行い、「（別紙1）企画提案書等評価基準」に基づき「企画提案書及びプレゼンテーション評価点」を算出し、全審査員の平均点を得点とします。

第1次審査における「実績評価点」「価格評価点」「機能評価点」に加え、「企画提案書及びプレゼンテーション評価点」の得点の合計により最も優れている提案を特定します。

また、参加事業者が1事業者である場合においても評価を行います。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合は受託候補者の決定を行わない場合もあります。

○審査配点

第1次審査	項目	配点
	①実績評価点	30点
	②価格評価点	20点
	③機能評価点	50点
第2次審査	項目	配点
	④企画提案書及び プレゼンテーション評価点	250点
合計		350点

①実施日時

日時：令和6年2月20日（火）（予備日：21日（水））

日程は、2月20日（火）とし、審査の状況により、21日（水）を予備日とします。プレゼンテーションの順序は、あらかじめ事務局がくじ引きにて決定します。集合日時は、プレゼンテーション参加者決定通知書にて通知します。なお、審査の公平性を担保するため、プレゼンテーション資料及び参加者の名札等から会社名が判別できないようにしてください。

②場所：忠岡町役場（詳細は、日時とともにお知らせします。）

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

③時間配分：1者あたり45分程度

- ・準備10分以内
- ・プレゼンテーション20分以内・質疑応答10分以内
- ・後片付け5分以内

④参加者：3名以内

⑤プレゼンテーション機器の準備

- ・スクリーン（事務局で準備）
 - ・プロジェクター（事務局で準備）
- ※映像出力用のケーブルは、別途準備してください。
- ※受託希望者が持参したものを使用しても構いません。
- ・パソコンなどのその他の機器（受託希望者が準備）

⑥プレゼンテーションの資料

提出済みの企画提案書に基づき説明いただきます。提出資料以外の追加資料等は一切受け付けできません。

⑦プレゼンテーションの方法：企画提案書の内容をパワーポイント等で表現してください。

(4) 審査結果の通知

①第1次審査：令和6年2月9日（金）通知予定

受託希望者すべてに書面（プレゼンテーション参加者決定通知書）及び電子メールにて通知します。

②第2次審査：令和6年2月下旬通知予定

プレゼンテーション参加者すべてに書面にて通知します。また、結果を忠岡町のホームページにて公表します。

12. 受託事業者の選定

(1) 優先交渉権者の選定

①選定基準

(ア)「(別紙1) 企画提案書等評価基準」に基づき最も優秀な（合計得点が最も高い）提案者を、本業務における優先交渉権者として選定します。

(イ)最高得点が同点の場合は、「3システム機能」の得点が高い者を優先交渉権者としします。この場合において、3の得点が同点の場合は、「価格評価点」の得点が高い者を優先交渉権者としします。

(ウ)以上の場合においても同点の場合は、くじ引きによって優先交渉権者を決めます。

②選定結果の公開

選定結果は、令和6年3月上旬に忠岡町のホームページにおいて公表します。

優先交渉権者に対しては、別途通知します。

なお、審査結果等に対する問合せには一切応じません。

(2) 導入事業者の決定

優先交渉権者の決定後、業務内容について協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行います。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとしします。

13. 審査基準

審査基準 「(別紙1) 企画提案書等評価基準」による。

1 4. その他

- (1) 本業務の詳細は、別添「町立学校給食栄養管理システム導入業務委託仕様書」によります。
- (2) 本提案にかかる必要書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーション等に要する経費など、本提案の参加に要する経費は、全て受託希望者の負担とします。
- (3) 受託希望者は、提出した書類に関し本町から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (4) 提出された書類等は返却しません。また、提出後の差し替え、変更、削除等を行うこともできません。なお、同書類等は、適切に取り扱うこととし、この提案以外の目的で使用することはありません。
- (5) 本文中の失格事項の他、次の場合は、失格とします。
 - ①提出期限終了後に必要書類を提出した場合
 - ②不正行為（提出書類に虚偽の記載等）が認められた場合
 - ③審査の公平性を害する行為があった場合
 - ④選定までに参加資格を失った場合
 - ⑤その他、実施要領等に違反すると認められた場合
- (6) 参加表明後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (7) 質問期間以外の問合せ、及び、審査結果に関する異議は、一切受け付けません。
- (8) 本件に関する情報（受託希望者から提出された資料を含む。）は、忠岡町情報公開条例に基づき、公開することがあります。

1 5. 提出先・問合せ先

忠岡町教育委員会 教育みらい課

〒595-0805

大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

電話：0725-22-1122

電子メール：tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp